

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和4年7月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1	20220701	有限会社揖斐川合同運輸(法人番号5200002015310) 代表者伊藤誠	岐阜県揖斐郡揖斐川町房島1357-1	本社営業所	岐阜県揖斐郡揖斐川町房島字沢東1357-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和4年6月9日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
2	20220701	中部ケミカル仲継株式会社(法人番号5180001014910) 代表者植松武司	愛知県名古屋市中区六条町4丁目112	本社営業所	愛知県名古屋市中区六条町4丁目112	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和3年12月1日、監査方針に基づき、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(5)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(6)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(7)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	2	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和4年7月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
3	20220701	有限会社中新運輸（法人番号 5180002018852）代表 者新井和実	愛知県名古屋市中川区三 ツ池町2-51	本社営業所	愛知県名古屋市中川区三 ツ池町2-51	輸送施設の使用停止 （30日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	令和3年12月10日、監査方針に基づき、監査を 実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間 等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受 診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条 第6項)、(3)整備管理者の研修受講義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の 4)、(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送 事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(5) 点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸 送安全規則第7条第5項)、(6)点呼の記録記載 事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則 第7条第5項)、(7)乗務等の記録記載事項不備 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、 (8)運行記録計による記録義務違反(貨物自動 車運送事業輸送安全規則第9条)、(9)運行指示 書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送 安全規則第9条の3第1項)、(10)特定の運転者 に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第10条第2項)	3	3
4	20220706	有限会社松山商店（法 人番号 3180302002789）代表 者松山登	愛知県岡崎市西本郷町字 東岩戸3番地2	尾張旭営業所	愛知県尾張旭市城山町三 ツ池6195番地6	輸送施設の使用停止 （20日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業 法施行規則第2条第1 項第4号	令和3年10月7日、監査方針に基づき、監査を 実施。6件の違反が認められた。(1)事業計画の 変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規 則第2条第1項第4号)、(2)点呼の実施義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1 項及び第2項)、(3)点呼の記録記載事項不備 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5 項)、(4)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動 車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録 計による記録義務違反(貨物自動車運送事業 輸送安全規則第9条)、(6)運転者台帳の記載事 項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則 第9条の5第1項)	2	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和4年7月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
5	20220706	株式会社トーマ東海 (法人番号 7180001122546) 代表 者時吉康二	愛知県名古屋港区東土 古町二丁目1番地の16	本社営業所	愛知県名古屋南区鳴浜 町2丁目4番1号	輸送施設の使用停止 (70日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 法施行規則第2条第1 項第4号	令和3年10月12日及び令和3年10月26日、監 査方針に基づき、監査を実施。4件の違反が認 められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物 自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4 号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物 自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、 (3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼 の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸 送安全規則第7条第5項)	7	7
6	20220706	有限会社鈴木運送(法 人番号 5180302001673) 代表 者鈴木一成	愛知県岡崎市高橋町字宇 多利15-1	本社営業所	愛知県岡崎市高橋町字宇 多利15-1	輸送施設の使用停止 (10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	令和3年11月19日、監査方針に基づき、監査を 実施。3件の違反が認められた。(1)一の運行の 勤務時間遵守違反(貨物自動車運送事業輸送 安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違 反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 第1項及び第2項)、(3)点呼の記録記載事項不 備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 第5項)	1	1
7	20220715	司東海株式会社(法人 番号3180301025106) 代表者庄司鉄平	愛知県豊田市本町中根98 番地	岐阜営業所	岐阜県瑞穂市野田新田 4036番1	輸送施設の使用停止 (30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	令和3年11月11日、酒気帯び運転による事故 を端緒として、監査を実施。4件の違反が認め られた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨 物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4 項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送 事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3) 点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸 送安全規則第7条第5項)、(4)運転者に対する 指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送 安全規則第10条第1項)	3	3

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和4年7月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
8	20220720	関東重機運送有限会社（法人番号7080102004182）代表者田村誠治	静岡県裾野市石脇78-1	本社営業所	静岡県裾野市石脇78-1	事業停止(7日間)及び輸送施設の使用停止(120日車)並びに文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号	令和3年12月23日、公安委員会からの通知を端緒として、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)配置車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)過積載運行禁止違反(貨物自動車運送事業法第17条第3項)、(4)過積載運行容認違反(貨物自動車運送事業法第17条第3項)、(5)過積載運送防止の指導及び監督の怠慢(貨物自動車運送事業輸送安全規則第4条)、(6)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(7)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(8)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(9)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(10)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(11)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(12)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)	26	12

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和4年7月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
9	20220720	有限会社南洲運輸(法人番号4180002090605) 代表者池田博文	愛知県愛西市内佐屋町佐屋河原55番地1	立田営業所	愛知県津島市西柳原町3丁目38番地	輸送施設の使用停止(100日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第2号	令和4年1月31日、監査方針に基づき、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第2号)、(2)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(3)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(4)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(5)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(6)定期点検未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(7)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(8)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(9)運行指示書の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(10)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(11)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	10	10
10	20220720	生川倉庫運輸株式会社(法人番号7190001005262) 代表者井上史朗	三重県鈴鹿市国分町650	本社営業所	三重県鈴鹿市国分町641	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和3年11月16日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	4	4

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和4年7月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
11	20220720	平成運送株式会社（法人番号5190001018431）代表者服部和久	三重県四日市市西阿倉川1039番地3	本社営業所	三重県三重郡菰野町菰野1006	輸送施設の使用停止（90日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第2号	令和3年10月29日、関係機関からの情報を端緒として、監査を実施。13件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第2号)、(2)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(3)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)無車検運行(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(5)定期点検未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(6)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(7)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(8)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(9)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(11)運転者に対する指導監督記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(12)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(13)自動車に関する示義務違反(道路運送法施行規則第65条)	9	9

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和4年7月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
12	20220720	株式会社ワーク(法人番号2180001086333) 代表者三石健治	愛知県一宮市今伊勢町宮後字荅丁野39番地1	一宮西営業所	愛知県一宮市開明郷東19-1	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和3年10月29日及び令和3年11月15日、監査方針に基づき、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	6	6
13	20220721	株式会社ティケイサービス(法人番号1200001031188) 代表者河野定裕	岐阜県可児市塩198-1	本社営業所	岐阜県可児市塩198-1	輸送施設の使用停止(90日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和3年10月21日、監査方針に基づき、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録改ざん(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(8)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	9	9

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和4年7月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
14	20220722	司企業株式会社(法人番号3180301018687) 代表者庄司只功	愛知県豊田市本町中根98番地	福井越前営業所	福井県越前市小野谷町14字窪田20-1	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和3年10月26日、監査方針に基づき、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)一般講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	4	4
15	20220722	イーグル運輸株式会社(法人番号3040001072841) 代表者内山正徳	千葉県大網白里市南今泉232-1	岐阜支店	岐阜県不破郡垂井町梅谷430-1	輸送施設の使用停止(110日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	令和3年11月10日及び令和3年11月29日、監査方針に基づき、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)配置車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(3)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(4)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(5)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(6)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運行記録計による記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(9)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(10)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	11	11

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和4年7月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
16	20220727	下町運輸株式会社（法人番号8180001097770）代表者鈴木幸英	愛知県一宮市平島2丁目9-9	一宮配送センター	愛知県一宮市平島2丁目9番9、9番10	輸送施設の使用停止（140日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	令和3年11月11日、監査方針に基づき、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(9)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	14	14

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。